



就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末・年度初めに
市役所臨時土曜開庁を行います

【臨時開庁日】

3月25日(土)

4月1日(土)

いずれも午前8時30分～
午後5時15分

通常の休日開庁課に加え、障がい福祉課・高齢者福祉課・水道課・学校教育課も開庁します(通常の土曜開庁と業務時間延長は、P27をご覧ください)。

■ 臨時開庁課一覧

開庁課(市外局番049)		主な取扱い業務
市役所本庁舎1階	市民課 市民係 ☎252-7110 戸籍係 ☎252-7111	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動の届出(転入、転出、転居など) 特別永住者証明書交付に関する手続き 戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など) 印鑑登録 住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 マイナンバーカードの住所変更の手続き パスポートの交付(午前9時～午後4時30分) ※申請はできません。
	保険年金課 健康保険係 ☎252-7112 国保税係 ☎252-7113 後期高齢者医療係 ☎252-7114	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) 後期高齢者医療保険料の納付・納付相談 国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など) 国民健康保険税に関する相談・申告の受付
	税務課 諸税係 ☎252-7115 市民税係 ☎252-7116 家屋係 ☎252-7117	<ul style="list-style-type: none"> 課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 原付バイクなどの登録・廃車 市民税、固定資産税に関する相談
	収税課 管理グループ ☎252-7118 徴収・処分グループ ☎252-7119	<ul style="list-style-type: none"> 税の納付・納税相談、口座振替納付の申請受付(市税、国民健康保険税) 納税証明書の発行
	子育て支援課 ☎252-7104	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付 児童手当、児童扶養手当の申請受付
	保育課 保育係 ☎252-7105 放課後児童係 ☎252-7136	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付・納付相談
	障がい福祉課 給付係 ☎257-6114 相談支援係 ☎252-7106	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 ※療育手帳の申請は、後日面談が必要な場合があります。 自立支援医療(精神通院)、重度心身障害者医療費の申請受付
	高齢者福祉課 介護保険係 ☎252-7107 高齢者支援係 ☎252-7108	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の届出(取得・喪失など) 要介護認定の申請受付 介護保険料の納付・納付相談 高齢者向けサービスの申請受付・相談
	学校教育課 ☎☎623・626	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転居に伴う学校関係の手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます) ※相談内容によっては、後日面談が必要な場合があります。
	分館2階	水道課 (水道お客様センター) ☎252-7123 ☎252-7124

※詳しい業務内容は、市ホームページをご覧ください。各開庁課にお問い合わせください。

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合は、手続きができないことがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。

i ぴったりサービスで電子申請ができます



「ぴったりサービス」とは、国が運営するマイナポータル(オンライン)で、市の子育て関係などの手続きの申請や届出、様式のダウンロードなどができるシステムです。利用方法について詳しくは市ホームページをご覧ください。

利用開始日 3月20日(月)午前8時30分から(一部手続きを除く)

マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」

※利用には原則マイナンバーカード(電子証明書が有効なもの)が必要ですが、検索など一部機能の利用には、マイナンバーカードは不要です。



■ 利用可能な手続き一覧

分野	利用可能な手続き	担当課(市外局番049)
子育て	児童手当等に関する手続き ・受給資格および額についての認定請求(※) ・額の改定の請求および届出(※) ・氏名・住所変更などの届出 ・受給事由消滅の届出(※) ・未支払分の請求(※) ・寄附、寄附変更などの申出 ・現況届	子育て支援課 ☎252-7104
	児童扶養手当の現況届の事前送信	
	保育施設等の利用に関する手続き ・支給認定(保育の必要性の有無などの認定)の申請 ・利用申込 ・現況届	保育課(保育係) ☎252-7105
	放課後児童クラブの入室の申請 妊娠の届出(4月1日から利用開始)	保育課(放課後児童係) ☎252-7136 子ども未来応援センター ☎252-3774
介護	要介護・要支援に関する手続き ・認定の申請(※) ・更新認定の申請(※) ・状態区分変更認定の申請(※) ・住所移転後の要介護・要支援認定申請	高齢者福祉課(介護保険係) ☎252-7107
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出(※)	
	介護保険負担割合証の再交付申請(※)	
	介護保険被保険者証の再交付申請(※)	
	介護保険負担限度額認定申請(※)	
高額介護(予防)サービス費の支給申請 居宅介護(介護予防)に関する支給申請手続き ・福祉用具購入費の支給申請 ・住宅改修費の支給申請(住宅改修前・後)	高齢者福祉課(地域包括ケア係) ☎252-7107	
被災者支援	罹災証明書の発行申請	危機管理課 ☎256-7962

(※)現在、県電子申請・届出サービスで電子申請を受け付けていますが、3月20日以降は「ぴったりサービス」へ変更になります。

i オンラインで転出届が提出できます

制度についてはデジタル庁ホームページをご覧ください。



問 市民課 ☎049-252-7110

マイナポータルで転出届を提出した場合、富士見市役所への来庁が原則不要となります(転入先自治体の窓口(対面)での手続きは必要です)。手続き方法について詳しくは市ホームページをご覧ください。

利用できる方 マイナンバーカード(電子証明書が有効なもの)をお持ちの方で、国内に転出する方
 ※手続きを行う本人のほか、同世帯の方の手続きも行えます。





税の申告はお忘れなく

☎ 税務課 ☎049-252-7116

■ 申告期限は3月15日(水)

市・県民税の申告は、3月16日(木)以降も税務課窓口、電子または郵送で随時受け付けます。3月16日(木)以降に申告した場合、6月の当初納税通知書に申告書の内容が反映できず、納める回数(通常4回の納期限)が減少し、1回の納付額が多くなる場合があります。

また、国民健康保険税など市・県民税をもとに算定される各種保険料や手当などの計算に間に合わない、課税証明書などの発行が遅れるなどの場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告については、川越税務署にお問い合わせください。

問・申告先

【市・県民税の申告】

税務課 ☎049-252-7116

【所得税の確定申告】

川越税務署 ☎049-235-9411



市選挙管理委員会の委員・補充員が決定

☎ 総務課 ☎221

令和4年市議会12月定例会において、任期満了に伴う市選挙管理委員会の委員および補充員の選挙が行われ、下記の方が当選しました。

任期 令和5年1月19日～令和9年1月18日の4年間

富士見市選挙管理委員会委員・補充員(敬称略)

職名	氏名
委員長	澁谷 弘次
委員長職務代理	萩元 健
委員	氣賀澤 克己
委員	菅野 研一
補充員	深野 富雄
補充員	渡邊 秀樹
補充員	永瀬 昭次
補充員	和田 雅子

※補充員とは、委員に欠員が生じた場合に補欠される方です。



公共下水道が使用可能になった区域にお住まいの方へ 公共下水道に関するお願い

☎ 下水道課 ☎049-257-8922

公共下水道が使用可能になった区域にお住まいの方は、排水設備工事の実施と下水道事業受益者負担金の納付をお願いします。

■ 排水設備(水洗化)工事の実施

公共下水道が使用可能になった区域の方は早めに市下水道指定工事店に依頼し、公共下水道への接続工事をしてください。

すでに公共下水道が使用できる区域の方で接続がお済みでない場合は早急に接続工事をしてください。

※市下水道指定工事店は市ホームページをご覧ください。



■ 下水道事業受益者負担金の納付

公共下水道の整備による生活環境の向上は、不特定多数の方が利用できる道路や公園と違い、整備の実施区域の方だけが利益を受けられます。

そこで、実施区域の方に、都市計画法や条例に基づく「受益者負担金」として建設費用を一部負担していただいています。対象者には4月に申告書などを送付します。

令和5年度に公共下水道が使用可能になる区域 (受益者負担金賦課対象地域)

勝瀬・水子・東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・諏訪2丁目の各一部

※対象者には公共下水道供用開始通知を郵送します。

正しい下水道の使い方にご協力ください

下水道に油やごみを流すと、下水道管が詰まる原因となります。

また、雨水は公共下水道管(污水管)には流さないでください。

台所は…

野菜くずやごはんの残り、天ぷら油などの食用廃油を流さないでください。



洗濯は…

洗剤はできるだけ天然のものを使い、多量に使わないでください。



飲食店は…

油脂阻集器をこまめに清掃してください。

i 令和5年4月1日から 個人情報保護制度が改正されます

☎ 総務課 ☎223

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われ、個人情報の取扱いについて全国的な共通ルールが規定されました。

これを受け市は、現行の「富士見市個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました(令和5年4月1日施行)。

主な変更内容

- 市の個人情報の保有状況について、現行の「個人情報取扱事務登録簿」から「個人情報ファイル簿等」での管理に変更となり、管理項目などがインターネット上で検索・閲覧できるようになります(令和5年4月開始予定)。
 - 開示請求などに関する手続きが変更になります。
 - ①法定代理人のほかに本人が委任する代理人による申請が可能になります。
 - ②郵送による対応が可能になります。
 - ③新しい様式に変更となります。
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



改正後の制度でも、個人情報の適正な取扱いにより個人の権利利益を保護する点に変わりはありません。



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

賃貸借契約トラブルにご注意ください！

3月は引っ越しシーズンです。新居へ移る方、新生活を始めるために賃貸住宅を借りる方が多くいます。賃貸借契約では、さまざまなトラブルが発生する場合がありますので、契約には注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

- 契約前に書類の内容をよく確認しましょう。特に禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や特約について必ず確認しておきましょう。
- 入居前に貸主側と一緒に物件の現状を確認し、入居前からあったキズや汚れなどの写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。
- 退去時に納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。



i 富士見上南畑地区産業団地整備事業 都市計画の案の縦覧

☎ まちづくり推進課 ☎049-257-8455

富士見都市計画地区計画の変更について、都市計画の案の縦覧を行います。



■ 都市計画の案の縦覧

【とき】 3月6日(月)～20日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜を除く)

【場所】 まちづくり推進課

【内容】 富士見都市計画地区計画の変更(市決定)

※市ホームページからもご覧になれます。

■ 意見書の提出

【対象】 市内に住所を有する個人(法人)、利害関係人

【提出方法】 3月20日(月)午後5時15分(必着)までに郵送または直接提出してください。

【提出先】 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所まちづくり推進課

※意見書の用紙は、市ホームページ、まちづくり推進課にあります。

